

2021 年度認定医資格更新手続きのお知らせ

認定医の資格更新は、更新に必要な点数を取得後※、以下の手続きが必要です。

更新対象者には 8 月末日までに更新のご案内をお送りいたします。

※更新に必要な点数は配点表で必ずご確認ください。

(1) 2021 年度更新手続きの対象者

- ① 資格認定期限が 2022 年 3 月 31 日※の認定医

※ 新型コロナウイルス感染拡大への対応により認定期間が 1 年延長されているため
認定証の認定期限は 2021 年 3 月 31 日

- ② 2019 年度更新対象者で更新手続きの保留をした認定医

- ③ 資格更新延長期間が 2021 年度末（2022 年 3 月 31 日）までの認定医

(2) 提出書類

- ① 認定医資格更新申請書（様式 36 号）

- ② 30 例の症例一覧（様式 3 号）

- ③ 更新審査料（5,000 円）振替払込受領証コピー（振込用紙は更新のご案内と同封して郵送いたします）
提出期限：2022 年 2 月末日（消印有効）迄（追跡可能な簡易書留などをご利用ください）

①②及び記載要領、チェックリストは WEB サイトからダウンロードしてください。

TOP ページ>医療関係者の方へ>専門医になるには>各種手続

<http://www.jsom.or.jp/medical/specialist/tetsuzuki.html>からダウンロードできます。

(3) 更新登録料

更新の可否は 2022 年 3 月下旬から 4 月に本人に通知いたしますので、合格の通知が届きましたら更新料 20,000 円を添えて更新登録手続きを行ってください。正式な手続きが完了しないと認定医として更新登録されません。

(4) 更新手続きの保留

上記 (1) ①の対象者（または (1) ③の対象者のうち認定期間中に更新手続きの保留をしていない方）で更新期限内に要件を満たすことが出来ない場合は、認定医資格更新保留申請書（様式 37 号）の提出により 1 年に限り更新手続きを保留することができます。保留をして 1 年後に更新した場合、次回の更新までの期間は 4 年間となります。更新手続きの保留を申請する場合、審査料は不要です。

(5) 認定期間の延長

今回の認定期間中の長期療養、留学・海外勤務、産前産後休業・育児休業または天災などにより更新手続きができない方は、認定医資格認定期間延長申請書（様式 39 号）を提出することで認定期間の延長申請をすることができます。専門医制度委員会で延長の可否を審査いたしますので、延長事由を証明する書類を添付して提出してください。延長は 1 年間を単位とした期間で決定されます。

なお、延長事由該当期間中は、認定医資格が停止し、名簿からは削除され、認定証の掲示もできません。

2021 年 7 月

一般社団法人日本東洋医学会 専門医制度委員会